

平成26年(ヨ)第40号  
発信者情報開示等仮処分命令申立事件  
債権者 戸田正人  
債務者 吉田益夫

## 答 弁 書

和歌山地方裁判所民事部保全係 御中

平成26年6月26日

〒640-8152

和歌山市十番丁72

カサ・デ まるのうち201(送達場所)

債務者 吉田 益夫

電話番号 073-499-7231



### 第1. 申立の趣旨に対する答弁

債権者らの申立を棄却する。申立費用は債権者らの負担とするとの裁判を求める。

### 第2. 申立の理由に対する答弁

本件については、現在、係争中の別訴訟の平成26年(ワ)第214号 発信者情報開示等請求事件と、請求の趣旨が同一のものである。よって重複する訴えの提起の禁止(民事訴訟法第142条)に抵触する疑いがある。

#### 第1. 被保全権利について

##### 1. 当事者

債務者は、第三者であり、直接の当事者は、投稿者である。

##### 2. 債権者に対する権利侵害について

投稿者の投稿が今の段階で、違法性阻却事由がないとは、断定できない。つまり、仮処分命令で発信者情報開示の必要があるとしても、対象投稿は、投稿者の主張、投稿者が持つ証拠によっては、違法性阻却事由を持つこともある。そのため、現段階で違法と決め付けるわけにはいかない。また、債権者は、和歌山市議会議員という公職に公人である。たとえ、プライバシーの保護対象となる私生活の事実であっても、選挙によって選出される公職にある者は、その適否、資質の判断材料として提供された場合には、表現の内容及び方法がその目的に照らし不当でないときには違法性がないとされる。

また、対象投稿のうち投稿番号18番は、平成25年12月16日付債権者代理人からの「発信者情報開示に関するご連絡」、平成25年12月27日付の仮処分命令申立書、平成26年2月21日付の仮処分決定の対象に含まれていないので、別訴訟の平成26年(ワ)第214号 発信者情報開示等請求事件で、求釈明申立書を提出して、債権者に釈明を求めている。

### 3. 開示を受ける正当な理由について

投稿者を特定し、投稿者の主張、投稿者の持つ証拠によって、違法性があるのかどうかを争うための開示であるのなら、理解はできるが、本件は、係争中の別訴訟の平成26年(ワ)第214号 発信者情報開示等請求事件と、請求の趣旨が同一のものであるため、重複する訴えの提起の禁止(民事訴訟法第142条)に抵触する疑いがあり、係争中の別訴訟が解決したのちに開示の可否を争う必要性がある。

### 4. 債務者の削除義務

投稿者の投稿が今の段階で、違法性阻却事由がないとは、断定できない。

債権者は公人であるので、公共の利害に関する事実で公益を図る目的での投稿の場合は不法行為は成立しない。そのため、一般人に比べ、違法性阻却事由を持つ場合が多い。

### 5. 結論

係争中の別訴訟の平成26年(ワ)第214号 発信者情報開示等請求事件と、請求の趣旨が同一

であるため、重複する訴えの提起の禁止(民事訴訟法第142条)に抵触する疑いがあり、発信者情報開示は、平成26年(ワ)第214号 発信者情報開示等請求事件が結審したのちに、係争を行うべきである。投稿の削除については、投稿者の投稿が今の段階で、違法性阻却事由がないとは、断定できないため、投稿の削除は行う必要がない。

## 第2. 保全の必要性について

### 1. 発信者情報の開示について

係争中の別訴訟の平成26年(ワ)第214号 発信者情報開示等請求事件と、請求の趣旨が同一のものであるため、重複する訴えの提起の禁止(民事訴訟法第142条)に抵触する疑いがあるため、係争中の別訴訟が結審したのちに開示の可否を争う必要性がある。

## 第4. 各疎明方法について

### (1) 甲第1号証

係争中の別訴訟の平成26年(ワ)第214号 発信者情報開示等請求事件の証拠、甲第1号証と同一のものであるため、反論として、答弁書で乙第5号証の陳述書を提出している。

### (2) 甲第2号証

係争中の別訴訟の平成26年(ワ)第214号 発信者情報開示等請求事件の証拠、甲第2号証と同一のものであるため、反論として、答弁書で乙第6号証の陳述書を提出している。

### (3) 甲第3号証

係争中の別訴訟の平成26年(ワ)第214号 発信者情報開示等請求事件の証拠、甲第3号証と同一のものであるため、反論として、答弁書で乙第7号証の陳述書を提出している。

## 第5. 送信防止措置(削除)について

仮処分命令の段階で、送信防止措置を必要とした場合、最終的に対象投稿が、違法性阻却事由を持つと司法判断が出た場合、送信防止措置を解除して復帰する必要性がある。送信防止措置を取ることになると、債権者か債務者が投稿データの保管を行わないといけない。保管は、当事者ではない債務者の責任でも義務でもない。当事者である債権者がデータ保管を行い、対象投稿

が、違法性阻却事由を持つ場合は、債務者に復帰を依頼することになり、データ保管の責任は債権者が持つことになる。債権者のデータ保管の不備が発生すると債権者は投稿者に対して損害賠償責任が発生する。また復帰にかかる諸費用は、当事者でない債務者が負担すべきものではないので、債権者で負担を行う必要がある。

以 上

### 疎 明 資 料

1. 乙第1号証 平成26年5月2日付平成26年(ワ)第214号 発信者情報開示等請求事件訴状(写し)
2. 乙第2号証 平成26年5月2日付平成26年(ワ)第214号 発信者情報開示等請求事件で債務者が提出した求釈明申立書(写し)
3. 乙第3号証 平成26年5月2日付平成26年(ワ)第214号 発信者情報開示等請求事件で債権者が提出した陳述書
4. 乙第4号証 平成26年5月2日付平成26年(ワ)第214号 発信者情報開示等請求事件に対して債務者が提出した答弁書
5. 乙第5号証 平成26年5月2日付平成26年(ワ)第214号 発信者情報開示等請求事件で債務者が提出した答弁書で反論した陳述書
6. 乙第6号証 平成26年5月2日付平成26年(ワ)第214号 発信者情報開示等請求事件で債務者が提出した答弁書で反論した陳述書
7. 乙第7号証 平成26年5月2日付平成26年(ワ)第214号 発信者情報開示等請求事件で債務者が提出した答弁書で反論した陳述書